

奈良県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、旗尾
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十八年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 松原秀忠

香芝市上中二九二一一二

理事 山本一男

〃 二九四

牧浦祥隆

北葛城郡上牧町大字上牧三五六

山本清

坂口和雄

香芝市今泉七七七

巽弘文

〃 北今市六丁目四八七

中村昌平

〃 三九七

宮城康次

〃 四丁目一九九一

山中伸晃

〃 七丁目三〇六一一

吉村増雄

〃 三〇〇一一

喜多成典

〃 高九四

喜多成典

〃 一一一二

松井進

〃 一一一七

石橋重夫

〃 一四

中岡一晃

〃 上中三五四一一

監事 辻本彰

〃 高四

監事 辻本彰

北葛城郡上牧町大字上牧三六三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 喜多成典

香芝市高九四

理事 黒松延次

〃 一一一二

理事 松井進

〃 一七

理事 黒松宏允

〃 五四

理事 山本貢

〃 上中二九七

〃

監
事

坂口
中岡

辻本
隆詞

和雄

今泉七七七
三七三一

青木
ケイ子

翼
弘文

昌平

香芝市北今市六丁目四八七
一〇二一一

辻本
隆

和雄

吉村
勝昭
松井
和則
青木
重雄
吉村
増雄
山中
伸晃
宮城
康次
中村
昌平

〃
上中三三五
高四

四丁目一九九一
七丁目三〇六一
三〇〇一
一